国の債権に係る情報の公表

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省
（東日本大震災復興特別会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位:百万円）

	平成29年度						
	管理対象債権額			消滅額			
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	うち不納欠損額	本年度発生分	うち不納欠損額
合　計	768,901	38,010	730,891	733,246	3,878	-	729,368	-
備　考	■主なもの (目)損害賠償金債権　568,952 (目)公共事業費地方負担金債権　81,513			■主なもの (目)損害賠償金債権　568,950 (目)公共事業費地方負担金債権　81,416				

	平成30年度							
	管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	うち不納欠損額	本年度発生分	うち不納欠損額
合　計	827,663	36,353	791,309	791,917	1,615	1	790,302	-
備　考	■主なもの (目)損害賠償金債権　595,916 (目)返納金債権　126,116			■主なもの (目)損害賠償金債権　595,626 (目)返納金債権　126,115				

	令和元年度							
	管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分	うち不納欠損額	本年度発生分	うち不納欠損額
合　計	575,094	36,439	538,654	539,464	2,223	-	537,240	-
備　考	■主なもの (目)損害賠償金債権　357,629 (目)返納金債権　95,047			■主なもの (目)損害賠償金債権　357,340 (目)返納金債権　94,998				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号。）第二十七条各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

（単位:百万円）

	平成29年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類									
（款）公共事業費負担金収入	96	-	96	-	-	-	96	-	-
（項）公共事業費負担金収入	96	-	96	-	-	-	96	-	-
（目）公共事業費地方負担金債権	96	-	96	-	-	-	96	-	-
（款）附帯工事費負担金収入	190	-	190	-	-	-	190		
（項）附帯工事費負担金収入	190	-	190	-	-	-	190		
（目）公共事業費受益者等負担金債権	190	-	190	-	-	-	190		
（款）雑収入	35,368	-	1,236	65	34,066	65	35,302	-	-
（項）貸付金等回収金収入	35,302	-	1,236	-	34,066	-	35,302	-	-
（目）独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	21,982	-	1,121	-	20,860	-	21,982	-	-
（目）災害援護貸付金債権	13,319	-	114	-	13,205	-	13,319	-	-
（項）雑収入	65	-	0	65	-	65	0	-	-
（目）返納金債権	64	-	0	64	-	64	0	-	-
（目）延滞金債権	1	-	-	1	-	1	-	-	-
（目）損害賠償金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合　計	35,655	-	1,523	65	34,066	65	35,589	-	-

	平成30年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類									
（款）公共事業費負担金収入	279	-	279	-	-	-	279	-	-
（項）公共事業費負担金収入	279	-	279	-	-	-	279	-	-
（目）公共事業費地方負担金債権	279	-	279	-	-	-	279	-	-
（款）附帯工事費負担金収入	328	-	213	-	114	-	328	-	-
（項）附帯工事費負担金収入	328	-	213	-	114	-	328	-	-
（目）公共事業費受益者等負担金債権	328	-	213	-	114	-	328	-	-
（款）雑収入	35,137	288	224	2	34,621	290	34,846	-	-
（項）貸付金等回収金収入	34,846	-	224	-	34,621	-	34,846	-	-
（目）独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	22,038	-	127	-	21,910	-	22,038	-	-
（目）災害援護貸付金債権	12,808	-	96	-	12,711	-	12,808	-	-
（項）雑収入	290	288	0	2	-	290	0	-	-
（目）返納金債権	1	-	0	0	-	0	0	-	-
（目）延滞金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（目）損害賠償金債権	289	288	-	1	-	289	-	-	-
合　計	35,745	288	718	2	34,736	290	35,454	-	-

	令和元年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類									
（款）公共事業費負担金収入	1,034	-	1,010	-	23	-	1,034	-	-
（項）公共事業費負担金収入	1,034	-	1,010	-	23	-	1,034	-	-
（目）公共事業費地方負担金債権	1,034	-	1,010	-	23	-	1,034	-	-
（款）附帯工事費負担金収入	461	-	354	-	106	-	461	-	-
（項）附帯工事費負担金収入	461	-	354	-	106	-	461	-	-
（目）公共事業費受益者等負担金債権	461	-	354	-	106	-	461	-	-
（款）雑収入	34,134	-	48	289	33,795	289	33,844	-	-
（項）貸付金等回収金収入	33,795	-	-	-	33,795	-	33,795	-	-
（目）独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	21,998	-	-	-	21,998	-	21,998	-	-
（目）災害援護貸付金債権	11,797	-	-	-	11,797	-	11,797	-	-
（項）雑収入	338	-	48	289	-	289	48	-	-
（目）返納金債権	49	-	48	0	-	0	48	-	-
（目）延滞金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（目）損害賠償金債権	289	-	-	289	-	289	-	-	-
合　計	35,629	-	1,413	289	33,926	289	35,340	-	-

※1　計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。
※2　百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

（付表）

平成29年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）								
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし

（付表）

平成30年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

（単位：百万円）

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	–	–	–	–	–	–	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	–	–	–	–	–	–	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	–	–	–	–	–	–	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	–	–	1	1	1	1	（目）返納金債権 1
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	–	–	–	–	–	–	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）	–	–	1	1	1	1	
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	–	–	–	–	–	–	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	–	–	–	–	–	–	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	–	–	–	–	–	–	

（付表）

令和元年度

不納欠損額の内訳

国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省及び防衛省所管
東日本大震災復興特別会計

区分		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）								
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）								
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が結了）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）							
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

該当なし